

# 宮城県公報

宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

ページ

○農業共済団体等検査規則の一部を改正する規則 告 示	(農林水産経営支援課)	一
○特例休猟区の指定	(自然保護課)	四
○休猟区の指定	(同)	四
○特定猟具使用禁止区域(銃)の指定	(同)	八
○昭和四十四年宮城県告示第七百八十四号(銃猟禁止区域の設定)の一部改正	(同)	八
○昭和四十七年宮城県告示第九百八十九号(銃猟禁止区域の設定)の一部改正	(同)	八
○昭和四十八年宮城県告示第五十三号(銃猟禁止区域の設定)の一部改正	(同)	九
○平成元年宮城県告示第千三百八十二号(銃猟禁止区域の設定)の一部改正	(同)	九
○平成十一年宮城県告示第千二百二十五号(銃猟禁止区域の設定)の一部改正	(同)	九
○特定非営利活動法人の設立の認証申請 (共同参画社会推進課)	(同)	一〇
○平成二十一年度宮城県准看護師試験の実施 (医療整備課)	(同)	一〇
○県営土地改良事業変更計画の縦覧 (農村振興課)	(同)	一一
○地域森林計画変更案の関係書類の縦覧(二件) (林業振興課)	(同)	一一
○道路の区域変更(三件) (道路課)	(同)	一一
○道路の供用開始(五件) (同)	(同)	一一

○土地区画整理事業の換地処分の届出

(都市計画課)

一三

正 誤

○宮城県公報第一九六号中

一三

## 規 則

農業共済団体等検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十号

農業共済団体等検査規則の一部を改正する規則

農業共済団体等検査規則(昭和四十四年宮城県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

農業共済組合等検査規則

第一条中「この規則は、」を削り、「基づき」を「より」に、「農業共済事業を行なう」を「共済事業を行う」に改め、「市町村」の下に「(以下「市町村」という。)」を加え、「い」を「総称する」に、「並びに農業共済組合連合会(以下「団体等」と総称する。)(の業務又は会計の状況について行なう検査に関し、必要な事項を定めるものとする」を「に対して知事が行う検査(以下「検査」という。))については、この規則の定めるところによる」に改める。

第二条を次のように改める。

(検査の目的)

第二条 検査は合法性、合目的性及び合理性の観点から組合等の業務及び会計の実態を把握することにより、組合等に対する個別指導の実を挙げ、もって農業災害補償制度における組合等の事業運営の適正化に資することを目的とする。

第十八条を第二十条とする。

第十七条の見出しを「(守秘義務)」に改め、同条中「もらして」を「漏らして」に改め、同条後段を削り、同条を第十九条とする。

第十六条の見出しを「(検査結果の報告等)」に改め、同条第一項中「ときは」の下に「速やかに」を加え、同条第二項から第四項までを次のように改める。

2 知事は、検査終了後速やかに、法令に違反している事項及び組合等の運営上是正又は改善の必要があると認められる事項を記載した検査書を作成し、これを農業共済組合にあつては理事に、市町村にあつては市町村長に交付するとともに、当該検査書に記載された事項に関する見解及び今後実

施しようとする措置を記載した回答書の提出を求めるものとする。

3 知事は、検査の結果、共済事業を適正かつ効率的に行わせるため、特に改善の必要があると認めらるる事項がある場合には、前項の検査書にこれを記載し、併せて農業災害補償法第百四十二条の五の規定による必要な命令（市町村にあつては、同法第百四十二条の五の規定による指示）をすることともに、農業共済組合の理事又は市町村長に当該事項に関する意見並びに今後の措置及び方針について、前項の回答書とは別に、報告書の提出を求めるものとする。

4 農業共済組合は、第二項の回答書及び前項の報告書に、理事会（監事の職務に係る事項については監事会）の議事録の抄本及び監事の意見書を添付しなければならない。

第十六条第五項中「行なつた」を「行つた」に、「第二項の検査書の写し」を「当該検査の結果の概要」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加え、同条を第十八条とする。

5 第三項の報告書には、農業共済組合にあつては理事が連署し、市町村にあつては市町村長が署名するものとする。

第十五条中「の終了に際し、団体」を「を終了するに際して、直ちに改善に着手できるように、及び組合等関係者に無用の不安を与えることがないように、農業共済組合」に改め、「行なわなければ」を「行つとともに、理事及び監事又は市町村長及び監査委員から当該講評についての意見を聴取しなければ」に改め、同条を第十七条とする。

第十三条及び第十四条を削る。

第十二条の見出し中「検査物件」を「私物の検査」に改め、同条中「行なつて」を「行つて」に改め、同条ただし書中「知事が特に必要と認める」を「検査上特に必要がある」に改め、同条を第十四条とし、同条の次に次の二条を加える。

（任意の説明等の請求）

第十五条 知事は、検査上特に必要があると認める場合は、検査員をして組合員、加入者、取引先その他の関係者に対し、任意の説明、答弁又は書面の提出を求めさせることができる。

（検査の拒否等に対する措置）

第十六条 検査責任者は、検査の拒否、妨害、忌避その他重大な事故により検査の実施が困難であると認めるときは、直ちに知事にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

第十一条第一項中「検査」の下に「に当たつて」を加え、「及び農業共済組合連合会（以下「団体」といふ。）を削り、「行なつ」を「行つ」に改め、同条第二項中「団体」を「可能な限り、農業共済組合」に、「立ち会わせるよう務める」を「立ち会わせる」に改め、同条を第十三条とする。

第九条及び第十条を削る。

第八条中「行なつ」を「行つ」に改め、同条を第十条とし、同条の次に次の二条を加える。

（検査員）

第十一条 検査は、知事が命じた職員（以下「検査員」といふ。）二人以上が一組になつて行つものとする。ただし、検査員が検査の一環として支所、出張所その他の組合等の出先機関において単独で現物の検査等を行うことは、これを妨げない。

2 知事は、検査に当たつては、一組の検査員の中から一人を当該検査の責任者（以下「検査責任者」といふ。）として選定するものとする。

3 検査員は、十分な注意をもつて検査を実施し、事実の認定、処理の判断及び意見の表明を行うに当たつては、常に公正不偏の態度を保持しなければならない。

4 検査員は、組合等の業務及び会計が適正であり、かつ、妥当であるかどうかの意見を表明するに足りる合理的な根拠を得るまで、検査を実施しなければならない。

5 検査員は、検査に当たつては、組合等の業務の執行に支障のないように留意しなければならない。

6 検査員は、常に穏健かつ冷静な態度を保持し、相手方の説明及び答弁を慎重に聴取するように努めなければならない。

（証票等の交付等）

第十二条 知事は、検査員に農業災害補償法施行規則（昭和二十二年農林省令第九十五号）第四十六条に規定する証票及び検査命令書（別記様式）を交付するものとする。

2 検査員は、検査の着手に際しては、理事その他の組合等の責任者に対し、前項の証票及び検査命令書を提示し、検査を行う旨を告げるものとする。

第七条本文中「団体等」を「組合等」に、「行なつ」を「行つ」に改め、同条ただし書中「当該団体等」を「やむを得ない事由があり、かつ、理事その他の組合等」に改め、同条を第九条とする。

第六条を削り、第五条を第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（検査の場所及び方法）

第八条 検査は、組合等の事務所、倉庫、事業所その他組合等の業務に直接又は間接に係るある場所において、現物の検査、帳簿その他の書類の検査及び役員又は職員からの説明聴取（第十一条第一項において「現物の検査等」といふ。）の方法により行つものとする。ただし、知事が必要があると認めるときは、これらの場所以外の場所において、検査を行うことができる。

第四条中「検査の基準日の前一年間における団体等の業務又は会計の状況について行なつ」を「検査基準日の属する事業年度の前事業年度の開始の日から当該検査基準日までに行つ」に改め、同条ただし書中「検査基準日の一年以上前の時期」を「検査基準日の属する事業年度の前事業年度の開始の日前及び当該検査基準日後」に、「行なつ」を「行つ」に改め、同条を第六条とする。

第三条中「団体等」を「組合等」に、「行なつ」を「行つ」に改め、同条ただし書中「場合は、こ

の限りでない」を「場合には、当該指示により行うものとする」に改め、同条を第五条とする。

第二条の次に次の二条を加える。

(検査により達成すべき事項)

第三条 検査により達成すべき事項は、次のとおりとする。

一 法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、共済規程、共済条例、規則等に対する遵守状況を検証することにより、不正、不当行為又は誤りの発生を未然に防止するとともに、現に発生している不正、不当行為又は誤りについては、速やかにその是正を図り、それによつて組合等が被る損害及び組合の信用の低下を最小限にとどめること。

二 検査を通じて組合等の事業運営の実態を把握し、農業災害補償制度の目的に適合するよう運営について指導するとともに、組合等の役員及び職員が法令遵守の意識の高揚を助長すること。

(年間検査計画等の作成)

第四条 知事は、年度当初に、農業災害補償法第百四十二条の二及び第百四十二条の三の規定による検査に係る月別及び組合等別の年間検査計画並びに当該年度における検査重点事項を作成するものとする。

別記様式を次のように改める。

別記様式(第12条関係)

検査命令書

職名 氏名

〇〇〇〇 〇〇〇〇〇  
〇〇〇〇 〇〇〇〇〇  
〇〇〇〇 〇〇〇〇〇

農業災害補償法第142条の〇の規定により、〇〇〇農業共済組合(市町村)の検査に従事することを命ずる。

年 月 日

宮城県知事 氏 名 印

記

1 検査の期間 年 月 日から 年 月 日まで  
2 検査の範囲

<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の日前に着手した検査については、なお従前の例による。</p>	<p style="text-align: center;"><b>告 示</b></p> <p>○宮城県告示第九百四十八号</p> <p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、次のとおり特定鳥獣の捕獲等を行うことができる休猟区の区域を指定する。</p> <p>平成二十一年十月三十日</p> <p style="text-align: right;">宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>一 区域</p> <p>山田休猟区の全部の区域</p> <p>沼田休猟区の全部の区域</p> <p>毛萱休猟区の全部の区域</p> <p>小斎休猟区の全部の区域</p> <p>二 捕獲することができる特定鳥獣</p> <p>イノシシ</p> <p>三 存続期間</p> <p>平成二十一年十一月一日から平成二十三年十月三十一日まで（二年間）</p> <p>○宮城県告示第九百四十九号</p> <p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十四条第一項の規定により、次のとおり休猟区を指定する。</p> <p>平成二十一年十月三十日</p> <p style="text-align: right;">宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>一 名称</p> <p>花房山休猟区</p> <p>2 区域</p> <p>白石市福岡八宮地内白石市と七ヶ宿町の境界線と県道南蔵王七ヶ宿線との交点を起点とし、同</p>
<p>所から同県道を東進し市道川原子ダム線との交点に至り、同所から同市道を南東進し川原子ダム管理道との交点に至り、同所から同管理道を北東進し市道川原子線との交点に至り、同所から同市道を南東進し市道川原子ダム線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道沼沿線との交点に至り、同所から同市道を南及び東に進み市道小久保平原線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道小日向線との交点に至り、同所から同市道を南及び東に進み国道一一三号との交点に至り、同所から同国道を南及び西に進み白石市と七ヶ宿町の境界に至り、同所から同境界を北東及び北西に進み起点に至る線に囲まれた区域</p> <p>3 存続期間</p> <p>平成二十一年十一月一日から平成二十三年十月三十一日まで（二年間）</p>	<p>二</p> <p>1 名称</p> <p>山田休猟区</p> <p>2 区域</p> <p>伊具郡丸森町館矢間山田地内国道三四九号と丸森町道隈西線との交点を起点とし、同所から同国道を西進し県道白石丸森線との交点に至り、同所から同県道を北西及び北東に進み県道越河角田線との交点に至り、同所から同県道を南東進し角田市道赤生栃倉線との交点に至り、同所から同市道を南東進し丸森町道新道線との交点に至り、同所から同町道を南東進し丸森町道隈西線との交点に至り、同所から同町道を南進し起点に至る線に囲まれた区域</p> <p>3 存続期間</p> <p>平成二十一年十一月一日から平成二十三年十月三十一日まで（二年間）</p> <p>三</p> <p>1 名称</p> <p>稲子休猟区</p> <p>2 区域</p> <p>刈田郡七ヶ宿町滝下地内国道一一三号と町道五郎山線との交点を起点とし、同所から同町道を南進し国有林道峠田岳線との交点に至り、同所から同国有林道を南東進し宮城県と福島県の境界線に通じる作業道との交点に至り、同所から同作業道を南東及び南に進み宮城県と福島県の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し国道三九九号の交点に至り、同所から同国道を東進し町道湯原稲子線との交点に至り、同所から同町道を北西及び北東に進み国道一一三号との交点に至り、同所から同国道を東進し起点に至る線に囲まれた区域</p> <p>3 存続期間</p>

平成二十一年十一月一日から平成二十三年十月三十一日まで（二年間）

四

1 名称

沼田休猟区

2 区域

柴田郡村田町大字村田字小池地内東北自動車道と県道亘理大河原川崎線との交点を起点とし、同所から同県道を南進し大河原町道小島新堀環状線との交点に至り、同所から同町道を南西及び西に進み大河原町道橋本環状線との交点に至り、同所から同町道を南西進し県道蔵王大河原線との交点に至り、同所から同県道を北西進し東北自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を北東進し起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

平成二十一年十一月一日から平成二十三年十月三十一日まで（二年間）

五

1 名称

毛萱休猟区

2 区域

角田市高倉地内角田町道君萱小田線と角田町道二枚橋高倉線との交点を起点とし、同所から同町道二枚橋高倉線を西及び北西に進み県道大河原高倉線との交点に至り、同所から同県道を西進し国道一一三号との交点に至り、同所から同国道を西進し角田市と白石市の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東進し角田市と白石市及び大河原町の境界線との交点に至り、同所から同町道を南東及び北東に進み大河原町道中島東線との交点に至り、同所から同町道を北東進し、県道亘理大河原川崎線との交点に至り、同所から同県道を南東進し角田町道君萱小田線との交点に至り、同所から同町道を南西及び南に進み起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

平成二十一年十一月一日から平成二十三年十月三十一日まで（二年間）

六

1 名称

小斎休猟区

2 区域

伊具郡丸森町大内地内宮城県と福島県の境界線と県道金山新地停車場線との交点を起点とし、同所から同県道を北西、西及び南西に進み国道一一三号との交点に至り、同所から同国道を北西進し丸森町道小斎西線との交点に至り、同所から同町道を北進し角田町道枝野泉田線との交点に至り、同所から同町道を北進し角田町道南大坊泉田線との交点に至り、同所から同町道を北進し一級河川桜井川右岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を北東進し県道角田大内線との交点に至り、同所から同県道を東進し県道角田山元線との交点に至り、同所から同県道を南東進し角田市と山元町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西進し丸森町と山元町の境界線との交点に至り、同所から丸森町と山元町の境界線を南東進し宮城県と福島県の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東及び南西に進み起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

平成二十一年十一月一日から平成二十三年十月三十一日まで（二年間）

七

1 名称

下原休猟区

2 区域

黒川郡大和町吉田字八志田地内県道升沢吉岡線と町道山下線との交点を起点とし、同所から同町道及び林道升沢線を北西進し国有林五八八林班と民有林一四三三林班の境界線に至り、同所から同境界線を北進し国有林五八八林班と民有林一四四四林班の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西及び北に進み国有林五八八林班と大和町民有林一四五五林班の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し黒川郡大和町と加美郡色麻町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し黒川郡大和町と大衡村の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し三角点（一五七・六メートル）に至り、町道山下線の終点を直線で結び、同所から同線を南進し町道山下線との交点に至り、同所から同町道を南東進し起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

平成二十一年十一月一日から平成二十三年十月三十一日まで（二年間）

八

1 名称

大郷大松沢休猟区

2 区域

黒川郡大郷町大松沢字築道西地内県道石巻鹿島台大衡線と県道利府松山線との交点を起点と



<p>九</p> <p>1 名称 小黒ヶ崎休猟区</p> <p>2 区域 大崎市岩出山池月地内国道四七号と国道四五七号の交点を起点とし、同所から国道四七号を北西進し県道鳴子池月線との交点に至り、同所から同県道を北東進し同県道と国道四五七号との交点に至り、同所から国道四五七号を南進し起点に至る線で囲まれた区域</p> <p>3 存続期間 平成二十一年十一月一日から平成二十三年十月三十一日まで(二年間)</p>	<p>十</p> <p>1 名称 切込休猟区</p> <p>2 区域 加美郡加美町宮崎旭地内町道旭寒風沢線と県道最上小野田線の交点を起点とし、同所から同町道を西進し林道松沢線との交点に至り、同所から同林道を北進し町道長沼線との交点に至り、同所から同町道を北東進し県道最上小野田線との交点に至り、同所から同県道を東進し町道梵天線との交点に至り、同所から同町道を北東進し作業道に至り、同所から作業道を西進し林道宇土沼線との交点に至り、同林道を南東進し町道田沢大森線に至り、同町道を南進し町道役場切込線との交点に至り、同所から同町道を北西進し県道最上小野田線との交点に至り、同所から同県道を南西進し起点に至る線で囲まれた区域</p> <p>3 存続期間 平成二十一年十一月一日から平成二十三年十月三十一日まで(二年間)</p>	<p>十一</p> <p>1 名称 志田休猟区</p> <p>2 区域</p>	<p>九</p> <p>し、同所から県道石巻鹿島台大衡線を北西進し町道柏木原小梁川線との交点に至り、同所から同町道を北及び北東に進み大郷町と大崎市の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東進し県道利府松山線との交点に至り、同所から同県道を南進し起点に至る線で囲まれた区域</p>
<p>十二</p> <p>1 名称 王沢休猟区</p> <p>2 区域 栗原市一迫真坂地内市道田川と川原線と県道栗駒岩ヶ崎線との交点を起点とし、同所から同県道を北及び北東に進み県道築館栗駒公園線との交点に至り、同所から同県道を南東進し国道四号との交点に至り、同所から同国道を南進し栗原市築館留場地内一迫川左岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を西及び南に進み市道新田成田線との交点に至り、同所から同市道を西及び北に進み市道秋山線との交点に至り、同所から同市道を西進し栗原市一迫北沢地内農道天拝館線に至る作業道との交点(秋山大橋たもと)に至り、同所から同作業道を西進し農道天拝館線との交点に至り、同所から同農道を西進し市道畑と川原線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道田川と川原線との交点に至り、同所から同市道を西進し起点に至る線で囲まれた区域</p> <p>3 存続期間 平成二十一年十一月一日から平成二十三年十月三十一日まで(二年間)</p>	<p>十三</p> <p>1 名称 小豆畑休猟区</p> <p>2 区域 栗原市花山地内林道赤坂線と県道岩人一迫線との交点を起点とし、同所から同県道を北西進し林道金沢井沢線との交点に至り、同所から同林道を東進し林道金沢線との交点に至り、同所から同林道を北進し国道三九八号との交点に至り、同所から同国道を南東進し市道御堂小手沢線との交点に至り、同所から直線で東北電力株式会社送電線花山支線と市道山下角間線の交点に至り、</p>	<p>十二</p> <p>1 名称 大崎市鹿島台広長地内県道大迫松山線と市道絹掛入町線との交点を起点とし、同所から同県道を南進し市道山谷貝抜沢線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道貝抜線との交点に至り、同所から同市道を南進し県道大迫松山線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道小迫岩淵線に至り、同市道を北西進し県道利府松山線との交点に至り、同所から同県道を北西進し市道大夫沢絹掛線との交点に至り、同所から同市道を北東進し市道絹掛入町線との交点に至り、同所から同市道を東進し起点に至る線で囲まれた区域</p> <p>3 存続期間 平成二十一年十一月一日から平成二十三年十月三十一日まで(二年間)</p>	<p>十二</p> <p>1 名称 大崎市鹿島台広長地内県道大迫松山線と市道絹掛入町線との交点を起点とし、同所から同県道を南進し市道山谷貝抜沢線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道貝抜線との交点に至り、同所から同市道を南進し県道大迫松山線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道小迫岩淵線に至り、同市道を北西進し県道利府松山線との交点に至り、同所から同県道を北西進し市道大夫沢絹掛線との交点に至り、同所から同市道を北東進し市道絹掛入町線との交点に至り、同所から同市道を東進し起点に至る線で囲まれた区域</p>

同所から同市道を南西進し市道道分ノ大笹線との交点に至り、同所から同市道を南西進し市道滝ノ沢線との交点に至り、同所から同市道を東進し林道荒谷滝沢線との交点に至り、同所から同林道を南進し林道赤坂線との交点に至り、同所から同林道を南東進し起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間  
平成二十一年十一月一日から平成二十三年十月三十一日まで（二年間）

十四

1 名称  
嵯峨立休猟区

2 区域

登米市東和町米川地内国道四五六号と市道朴の沢畑の沢線との交点を起点とし、同所から同市道を西進し市道川端・入沢線との交点に至り、同所から同市道を南西進し県道東和薄衣線との交点に至り、同所から同県道を北進し宮城県と岩手県の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東及び北に進み県道綱木黄海線との交点に至り、同所から同県道を南進し国道四五六号との交点に至り、同所から同国道を南進し起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間  
平成二十一年十一月一日から平成二十三年十月三十一日まで（二年間）

十五

1 名称  
楼台休猟区

2 区域

登米市登米町日根牛地内県道志津川登米線と県道東和登米線との交点を起点とし、同所から同県道を北進し市道新山・寺の沢線との交点に至り、同所から同市道を北東進し市道寺の沢線との交点に至り、同所から同市道を北西進し県道東和登米線との交点に至り、同所から同県道を北進し国道三九八号との交点に至り、同所から同国道を東進し林道杉の沢線との交点に至り、同所から同林道を南進し同林道の終点に至り、同所から作業道を南進し登米市東和町と登米市登米町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み登米市と本吉郡南三陸町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東及び南に進み県道志津川登米線との交点に至り、同所から同県道を南西進し起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間  
平成二十一年十一月一日から平成二十三年十月三十一日まで（二年間）

十六

1 名称  
南面休猟区

2 区域

登米市迫町佐沼地内国道三四六号と国道三九八号との交点を起点とし、同所から同国道を南西及び北西に進み市道新大瀬・新一番江線との交点に至り、同所から同市道を北西進し登米市と栗原市の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東及び北に進み県道中田栗駒線との交点に至り、同所から同県道を南東進し県道石森登米線との交点に至り、同所から同県道を南東進し国道三四六号との交点に至り、同所から同国道を南西進し起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間  
平成二十一年十一月一日から平成二十三年十月三十一日まで（二年間）

十七

1 名称  
北上休猟区

2 区域

石巻市北上町相川地内市道小泊・小指線と市道相川三号線との交点を起点とし、同所から同市道を北西進し林道十三浜相川線との交点に至り、同所から同林道を北西進し同林道から樺火峠に続く山道との交点に至り、同所から同山道を北西進し石巻市と南三陸町との境界線の交点に至り、同所から同境界線を西及び南西に進み石巻市北上町谷多丸に至る山道との交点に至り、同所から同山道を南西進し林道翁倉線との交点に至り、同所から同林道を南東進し市道女川八号線との交点に至り、同所から同市道を南進し県道北上津山線との交点に至り、同所から同県道を南東進し市道追波女川線との交点に至り、同所から同市道を南東進し旧北上川左岸及び海岸線に至り、同所から同海岸線を北東及び北に進み起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間  
平成二十一年十一月一日から平成二十三年十月三十一日まで（二年間）

十八

1 名称  
徳仙丈山休猟区

2 区域

気仙沼市本吉町普坊堂地内林道普坊堂線と県道本吉室根線との交点を起点とし、同所から同県道を北西及び南西に進み宮城県と岩手県の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北及び北東に進み旧気仙沼市と旧本吉町及び岩手県との三方の境界線との交点に至り、同所から旧気仙沼

市と旧本吉町の境界線を南東進し徳仙丈山管理道路との交点に至り、同所から同管理道路を北東進し市道羽田川上線との交点に至り、同所から同市道を東進し同市道の起点と愛宕山山頂を結ぶ線との交点に至り、同所を南進し愛宕山山頂と林道曾坊道線終点を結ぶ線の交点に至り、同所を南西進し林道稻持線と林道曾坊堂線終点に接続する沢との交点に至り、同所から同沢を南西進し林道曾坊道線との交点に至り、同所から同林道を南西進し起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間  
平成二十一年十一月一日から平成二十三年十月三十一日まで（二年間）

十九

1 名称  
小原木休猟区

2 区域

気仙沼市唐桑地内宮城県と岩手県の境界線と海岸線との交点を起点とし、同所から同海岸線を南進し只越川右岸との交点に至り、同所から同右岸を西進し県道馬場只越線との交点に至り、同所から同県道を西進し只越沢との交点に至り、同所から同沢を北進し国有林と気仙沼市有林の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し国有林と民有林の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西進し旧気仙沼市と旧唐桑町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西進し宮城県と岩手県の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東進し起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間  
平成二十一年十一月一日から平成二十三年十月三十一日まで（二年間）

二十

1 名称  
保呂羽休猟区

2 区域

本吉郡南三陸町地内県道志津川登米線と国道四五号の交点を起点とし、同所から同国道を南及び西に進み南三陸町と登米市との境界線に至り、同所から同境界線を北西及び北に進み県道志津川登米線に至り、同所から同県道を南東及び東に進み起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間  
平成二十一年十一月一日から平成二十三年十月三十一日まで（二年間）

○宮城県告示第九百五十号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定

により、次のとおり特定猟具使用禁止区域（銃）を指定する。

平成二十一年十月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 名称

桃生特定猟具使用禁止区域（銃）

2 区域

石巻市桃生町寺崎地内県道河南米山線と県道河北桃生線の交点を起点とし、同所から同県道を南東及び西に進み市道新古川西堤線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道城内・栗田線との交点に至り、同所から同市道を北西進し幹線農道館前六号線との交点に至り、同所から同農道を北進し県道河北桃生線の交点に至り、同所から同県道を北西進し県道河南米山線との交点に至り、同所から同県道を南西進し市道四軒四号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道八木六号線との交点に至り、同所から同市道を西進し旧北上川左岸との交点に至り、同所から同左岸を北東進し起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

平成二十一年十一月一日から平成四十一年十月三十一日まで（二十年間）

○宮城県告示第九百五十一号

昭和四十四年宮城県告示第七百八十四号（銃猟禁止区域の設定）の一部を次のように改正し、平成二十一年十一月一日から施行する。

平成二十一年十月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

阿武隈川銃猟禁止区域の項第二号及び第三号を次のように改める。

二 区域

亘理郡亘理町荒浜地内町道五丁目東線と亘理町道港町五丁目線との交点を起点とし、同所から同町道を北西進し阿武隈川右岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を北西進し県道塩釜亘理線亘理大橋との交点に至り、同所から同県道を北東進し岩沼市寺島地内阿武隈川左岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を南東進し貞山堀水門に至り、同所から起点までを直線で結ぶ線で囲まれた区域

三 存続期間

平成二十一年十一月一日から平成四十一年十月三十一日まで（二十年間）

○宮城県告示第九百五十二号



昭和四十七年宮城県告示第九百八十九号（銃猟禁止区域の設定）の一部を次のように改正し、平成二十一年十一月一日から施行する。

平成二十一年十月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

麓銃猟禁止区域の項第二号を次のように改める。

二 区域

加美町宮崎地内県道柳沢中新田線と町道役場切込線との交点を起点とし、同所から同町道を西進し町道中町麓線との交点に至り、同所から同町道を北及び北東に進み林道行沢線との交点に至り、同所から同林道を北西及び北に進み東北電力陸羽幹線の保守作業道に至り、同所から同作業道を東進し加美町北川内川原田に至る作業道との交点に至り、同所から同作業道を東進し県道鳴子小野田線との交点に至り、同所から同県道を南東進し町道道城線との交点に至り、同所から同町道を北東に進み同町道の終点に至り、同所から宮崎道城一番地内山裾を東南進し柳沢太田前地内山裾に至り、同所から同山裾を東進し集落内公衆用道路に至り、同所から同公衆用道路を南進し柳沢砂坂地内山裾に至り、同所から同山裾を東進し赤道に至り、同所から同赤道を北進し旧農道焼切原線との交点に至り、同所から同旧農道を東進し農道焼切原線との交点に至り、同所から同農道を南東進し県道柳沢中新田線との交点に至り、同所から同県道を西、南及び西に進み起点に至る線で囲まれた区域

○宮城県告示第九百五十三号

昭和四十八年宮城県告示第千五百三十三号（銃猟禁止区域の設定）の一部を次のように改正し、平成二十一年十一月一日から施行する。

平成二十一年十月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

若柳銃猟禁止区域の項第二号及び第三号を次のように改める。

二 区域

栗原市若柳川南地内第二大橋の西端を起点とし、同所から県道若柳花泉線を南西進し県道若柳峯館線との交点に至り、同所から同県道を北西進し市道上町下町十一号線との交点に至り、同所から同市道を南西進し農道川南九号線との交点に至り、同所から同農道を北西進し農道川南五号線との交点に至り、同所から同農道を北西進し農道川南六号線との交点に至り、同所から同農道を西進し新山一号用水路との交点に至り、同所から同用水路を北進し市道新山一号线との交点に至り、同所から同市道を北進し国道三九八号との交点に至り、同所から同国道を西進し栗原市志波姫伊豆野地内新堤川との交点に至り、同所から同河川を西進し栗原市志波姫伊豆野地内恵田地江川との交点に至り、同所から同河川を北進し西風橋に至り、同所から農道国道北部一六四号線を北進し迫川右岸

堤防との交点に至り、同所から同堤防を東進し栗原市若柳新山浄水場取水口に至り、同所から対岸の県道中田栗駒線と市道福岡線の交点を直線で結んだ交点に至り、同所から同市道を北進し旧くりはら田園鉄道の軌道敷との交点に至り、同所から同軌道敷を東進し市道荒町一号线との交点に至り、同所から同市道を南進し市道十文字三号线との交点に至り、同所から同市道を南進し市道十文字四号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道十文字五号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道十文字線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道我門一号线との交点に至り、同所から同市道を北西進し市道北二股線との交点に至り、同所から同市道を北進し若柳第二大橋東端に至り、同所から起点に至る線で囲まれた区域

三 存続期間

平成二十一年十一月一日から平成四十一年十月三十一日まで（二十年間）

○宮城県告示第九百五十四号

平成元年宮城県告示第千三百八十二号（銃猟禁止区域の設定）の一部を次のように改正し、平成二十一年十一月一日から施行する。

平成二十一年十月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第一号（仙台空港銃猟禁止区域）の2及び3を次のように改める。

2 区域

名取市下増田字台林地内仙台空港誘導灯進入路の延長線と海岸線との交点を起点とし、同所から同海岸線を南進し岩沼市道相野釜新浜線の延長線との交点に至り、同所から同市道の延長線を西進し岩沼市道相野釜新浜線との交点に至り、同所から同市道を西進し県道仙台空港線との交点に至り、同所から同県道を西進し仙台東部道路との交点に至り、同所から同道路を北進し県道仙台館腰線との交点に至り、同所から同県道を東進し名取市道耕谷札前線との交点に至り、同所から同市道を北東進し仙台空港用地の北西端に至り、同所から仙台空港用地の境界線を北東進し木引堀に至り、同所から同堀を北東進し、名取市道杉中線との交点（経塚南橋）に至り、同所から同市道を南進し名取市道北釜杉中線との交点に至り、同所から同市道を東進し名取市道北釜線との交点に至り、同所から同市道を南東進し名取市道広浦線との交点に至り、同所から同市道を北進し第一臨空公園北側道路との交点に至り、同所から同道路を東進し同道路の終点に至り、同所から同道路の延長線を東進し名取市農道下増田一六〇号線との交点に至り、同所から同農道を南進し仙台空港誘導灯進入路との交点に至り、同所から同誘導灯進入路を東進し同進入路の終点に至り、同所から同進入路の延長線を東進し起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

平成二十一年十一月一日から平成四十一年十月三十一日まで（二十年間）

第二号（松島大郷銃猟禁止区域）の2及び3を次のように改める。

2 区域

宮城郡松島町初原字欠田地内県道仙台松島線と県道大和松島線との交点を起点とし、同所から県道仙台松島線を南西及び南に進み松島町初原字欠ノ下田地内県道欠ノ下一号線との交点に至り、同所から同県道を南東進し赤道に至り、同赤道を南東に進み国有林六林班、一一林班の境界線に至り、同境界線を南及び南西に進み同六林班、一二林班の境界線に至り、同境界線を南進し松島町桜渡戸字芦ヶ沢田地内町道高城・桜渡戸線との交点に至り、同所から同町道を北西進し松島町桜渡戸字中島地内県道仙台松島線との交点に至り、同県道を南西進し松島町桜渡戸字浜井場地内浜井場地路との交点に至り、同所から同道路を西進し松島町と大郷町との境界線に至り、同所から同境界線を南西進し松島町、大郷町及び利府町の三方境界交点に至り、同所から大郷町利府町との境界線を南西進しゴルフ場と私有林との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西及び北東に進み大郷町道川内桜渡戸線との交点に至り、同所から同町道を北進し大郷町道安戸本線との交点に至り、同所から同町道を北東進し県道大和松島線との交点に至り、同所から同県道を南東及び東に進み起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

平成二十一年十一月一日から平成四十一年十月三十一日まで（二十年間）

第三号（片馬合銃猟禁止区域）の2及び3を次のように改める。

2 区域

栗原市金成有馬地内市道手柄線と市道片馬合普賢堂線との交点を起点とし、同所から同市道を北西進し市道萩荘線との交点に至り、同所から同市道を北西進し岩手県との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東進し市道手柄線との交点に至り、同所から同市道を南進し起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

平成二十一年十一月一日から平成四十一年十月三十一日まで（二十年間）

○宮城県告示第九百五十五号

平成二十一年宮城県告示第千二百三十五号（銃猟禁止区域の設定）の一部を次のように改正し、平成二十一年十一月一日から施行する。

平成二十一年十月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第七号（上狼塚銃猟禁止区域）の2を次のように改める。

2 区域

加美町菜切谷地内国道四五七号と町道色麻下多田川線との交点を起点とし、同所から同町道を南東進し町道山田原線に接続し、同所から同町道を南東進し加美町と大崎市の境界線に至り、同所から大崎市道柏崎野寺線を南東進し市道大崎耳取線との交点に至り、同所から同市道を南西進し大崎市と加美町との境界線に至り、同所から町道宮沢線を南西進し町道上狼塚一本松線との交点に至り、同所から同町道を西進し町道色麻下多田川線との交点に至り、同所から同町道を南進し町道宮城線との交点に至り、同所から同町道を西進し国道四五七号との交点に至り、同所から同国道を北進し起点に至る線で囲まれた区域

○宮城県告示第九百五十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十一年十月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 代表者の氏名 山口 恵美

二 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区中山四丁目二十二番十八・七一五号

三 定款に記載された目的 この法人は、子どもが健やかに育つ家庭環境を整えるために、子どもの保育・家事等の支援を行い、またすべての家庭において安心して子育てができる社会環境の実現に向けて活動を行うことにより、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

四 申請のあつた年月日

平成二十一年十月五日

○宮城県告示第九百五十七号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第十八条の規定により、平成二十一年度宮城県准看護師試験を次のとおり実施する。

平成二十一年十月三十日

一 試験期日

平成二十二年二月十六日（火）

午後一時から午後三時三十分まで

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 試験場所

仙台市泉区天神沢二丁目一番一号

東北学院大学泉キャンパス

三 受験願書受付期間

平成二十一年十一月三十日(月)から同年十二月四日(金)まで(当日消印有効)

四 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県保健福祉部医療整備課看護班(電話〇二二・二二一・二六二五)

〇宮城県告示第九百五十八号

県営石森地区土地改良事業(農地集積加速化基盤整備事業)変更計画を定めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六月以内宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十一年十月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十一年十月三十日から平成二十一年十一月三十日まで

三 縦覧場所

登米市役所、登米市中田総合支所及び登米市石越総合支所

〇宮城県告示第九百五十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第四項の規定により宮城南地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに、宮城県知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十一年十月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 森林計画区の名称

宮城南地域森林計画区

二 縦覧場所及び意見書を受け付ける場所

宮城県庁(農林水産部林業振興課)、宮城県大河原地方振興事務所及び宮城県仙台地方振興事務所

所

三 縦覧期間

平成二十一年十月三十日から平成二十一年十一月三十日まで

〇宮城県告示第九百六十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第四項の規定により宮城北地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに、宮城県知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十一年十月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 森林計画区名称

宮城北地域森林計画区

二 縦覧場所及び意見書を受け付ける場所

宮城県庁(農林水産部林業振興課)、宮城県仙台地方振興事務所、宮城県北部地方振興事務所(栗原地域事務所を含む)、宮城県東部地方振興事務所(登米地域事務所を含む)及び宮城県気仙沼地方振興事務所

三 縦覧期間

平成二十一年十月三十日から平成二十一年十一月三十日まで

〇宮城県告示第九百六十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十一年十月三十日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線 名 石巻河北線  
三 道路の区域

変更の区間 石巻市大瓜字上小塚七番一地先から 同市大瓜字鐘四九番一地先まで	変更の 前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考 上記A及び Bは、関係図 面に表示する 敷地の区分を いう。
	前 A	後 B	一〇・〇〇 四八・〇〇	九六二・三	
	前 A	後 B	一〇・〇〇 五一・〇〇	九六二・三	
			二六・五〇 三四・〇〇	三三八・〇	

○宮城県告示第九百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十一年十月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成二十一年十月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道  
二 路線 名 河北桃生線  
三 道路の区域

変更の区間 石巻市福地字堤上無番地先から 同市相野谷字本屋敷無番地先まで	変更の 前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前	後	五・〇〇 八・〇〇	六、三〇五・八
	前	後	八・〇〇 一三・〇〇	六、三〇五・八

○宮城県告示第九百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十一年十月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道  
二 路線 名 古川登米線  
三 道路の区域

変更の区間 登米市米山町字桜岡内の目五五番一地先から 同市同町字桜岡江浪五〇番地先まで	変更の 前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前	後	一一・〇〇 三八・四	二六六・〇
	前	後	一一・〇〇 三八・四	二六六・〇

○宮城県告示第九百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十一年十月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成二十一年十月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三百九十八号	石巻市大瓜字棚橋上待井三三番一地先から 同市大瓜字剣崎五〇番一地先まで	平成二十一年 十月三十日

○宮城県告示第九百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十一年十月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成二十一年十月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
-------	-----	---------	---------

県道	河北桃生線	石巻市福地字堤上無番地先から 同市相野谷字本屋敷無番地先まで	平成二十一年 十月三十日
----	-------	-----------------------------------	-----------------

○宮城県告示第九百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十一年十月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路類の	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	古川登米線	登米市米山町字桜岡内の目五五番一地从先から 同市同町字桜岡江浪五〇番地先まで	平成二十一年 十月三十日

○宮城県告示第九百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十一年十月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路類の	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	石巻河北線	石巻市大瓜字上小塚七番一地从先から 同市大瓜字鐘四九番一地从先まで	平成二十一年 十月三十一日

○宮城県告示第九百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十一年十月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月三十日

道路類の	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	東和登米線	登米市東和町米谷字覚仙三番一地从先から 同市同町米谷字覚仙五二番一地从先まで	平成二十一年 十一月四日

○宮城県告示第九百六十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第一百三十三条第三項の規定により、次の土地区画整理事業の換地処分について届出があった。

平成二十一年十月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 土地区画整理事業の名称  
大崎市古川南土地区画整理事業
- 二 施行者の名称  
大崎市古川南土地区画整理組合
- 三 事務所の所在地  
大崎市古川米倉字屋敷四十二番地の一
- 四 換地処分の年月日  
平成二十一年八月二十日

正 誤

○宮城県公報第一九六六号（平成二十年六月十三日付け）中

ページ	九	正	誤
段	下	六・五 四八・〇	六・五 二一・〇
行	後ろか	一〇・〇 四八・〇	一〇・〇 四一・〇
段	上	一三・〇 三四・〇	一三・〇 三〇・〇
行	上	一〇・〇 四八・〇	一〇・〇 四一・〇
段	上	一三・〇 三四・〇	一三・〇 三〇・〇